広報 向日町

発行所
向日町役場
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山3
電話京都(92)3111－5
編集・向日町役場総務課

町の人口

2月1日現在

男	11.714人
女	11.759人
計	23.473人
世帯数	6.364
◇	
物集女	1.567人
寺戸	11.903人
森本	2.843人
鶏冠井	2.398人
西向日	1.270人
上植野	2.155人
向日	1.337人

消防署設置条例を制定

職員定数を増加　昨年暮の定例町議会

昭和四十一年最終の町議会、第四回定例会が十二月十六日から二十一日までの会期で、役場会議室で開かれた。

本会議を十六日午前九時半から開き、鎌田正太郎議長が議事録署名議員に磯野正市、安田達次郎の両議員を指名して、議事にはいり、補正予算など提出議案の説明を岡崎荘介町長、中山仙三助役らが行ない、質疑があって議案を関係の常任委員会に付託して午後二時半に第一日目を終った。

付託議案を審議した常任委員会は、十七日に文教産業（委員長渡辺利一郎）、十九日に社会厚生（同木村繁雄）と事業（同岡崎利一）、二十日に総務（同脇坂作次郎）の各委員会が開かれた。

会期最終日の二十一日は午後一時から本会議を開き、署名議員に木村繁雄、辻山一雄の両議員を指名、各委員会での審議結果の委員長報告後に追加議案の人事院の給与改訂の勧告による関係の給与条例改正案と関係の補正予算案などが提出され、慎重に審議した結果原案どおり可決承認があって、午後五時すぎに閉会した。

×　×　×

議案はつぎのとおり。

消防本部および消防署の設置等に関する条例の制定

消防組織法に市街地人口一万人以上の市町村では常備消防を設置する規定があり、これに基づいて昨年三月に政令指定を受けことし四月一日から消防本部、消防署を設置するので、条例を制定した。

消防団の設置等に関する条例・消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定

消防団関係の条例が現状に合わない点があるので、関係の条例を新しく制定した。また四月から班長、団員の報酬を千～千五百円増額、出動、訓練などの手当を約二倍に増額する。

町税条例の一部改正

地方税法の改正にともない①町民税の申告期限を三月十五日に改め②退職所得に係る町民税は翌年に普通徴収していたが、支給者が特別徴収して納税する方法に改めた。

職員定数条例の一部改正

行政施策の拡張によって、吏員外の職員四十五人（前四十人）、保健婦三人（前二人）、常備消防の職員二十人（前なし）、保母十二人（前七人）に定数を三十一人増、改正後の定数は百八十三人になる。

職員の給与に関する条例の一部改正

人事院の給与改訂の勧告にともなって、給料を平均六パーセント（二千二百円）引き上げ、扶養・通勤手当を五十～八百円増額した。これらは昨年九月から実施する。

町長、助役および収入役の給与に関する条例の一部改正

特別職の給料、町長八万二千四百円（前七万八千百円）、助役七万七千七百円（前七万三千五百円）、収入役七万四千三百円（前七万三百円）にそれぞれ増額、昨年九月から実施する。

教育委員会の教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正

教育長の給料を六万八千百円（前六万四千三百円）に増額、昨年九月から実施する。

補正予算千八百万円　二五%が人件費

補正予算はつぎのとおり。

一般会計（補正第四・五号）

補正額千二百二十四万五千円の歳出のおもなものは、人事院勧告の給与改訂にともなう人件費が三百四十六万九千円と約四分の一をしめている。ほかに▼総務費－日宿直制度の改定による手当二十万六千円、事務室拡張によるガス・電気料金と事務用消耗品などに四十二万円、職員の福利厚生などの補助金五十六万八千円、鶏冠井区事務所の修繕費を補助四十万円。▼民生費－かぎっ子対策に二十万円を計上、学童保育協議会の事業内容に応じて補助金を支出する。▼衛生費－赤痢患者の多発により組合立の隔離病舎の追加負担金四十六万円、し尿くみ取り制度の改善をするため実態調査する事務費二十九万二千円。▼農林水産業費－老杉ため池ドンド池（物集女）の補修工事六十万九千円。▼土木費－舗装道路の補修二十五万円、物集女・森本地内の道路拡幅に四百八万五千円。▼消防費－団員の冬制服一四六人分三十二万九千円。▼教育費－小学校の施設補修などに二十万五千円、スポーツ教室などの保健体育費に十七万八千円を追加。

これらの財源として、土木関係の負担金六十万六千円、府支出金百四十三万円、廃道敷の売り払い代金三十万一千円、寄付金五十三万円、繰越金八百十四万五千円、町債百二十万円などです。予算現額は二億七千百十九万七千円になった。

特別会計上水道事業（補正第一・二号）

補正額五百二十万六千円の歳出は、人事院勧告の給与改訂にともなう人件費百四万五千円、職員の福利厚生などの補助金十一万一千円、来年度以降の拡張計画の調査委託料七十万円、浄水場設備の補修点検に八十五万円、電力使用料五十万円、宅地造成による大口の給水工事費二百万円などです。

これらの財源は繰越金百七十万六千円と受託工事収入三百五十万円です。予算現額は六千六百二十一万四千円になった。

特別会計国民健康保険事業（補正第一・二号）

補正額九十四万八千円の歳出は人事院勧告の給与改訂にともなう人件費十九万三千円、保健婦増員による年度末までの人件費十五万六千円、療養給付費の昭和四十年度分国庫補助金の精算による返還金五十九万四千円などで繰越金でまかなう。予算現額は五千二百二十万五千円になった。

出ぞめ式を飾る一斉放水

〝無火災〟へ意気込み　消防団の出ぞめ式

町の火災を守る消防団あけての消防出ぞめ式が一月十五日午前九時から府営向日町競輪場に団員、本部隊員ら百八十人、消防車七台が参加して行なわれた。

辻山一雄消防団長が「ことしも一致団結して消防業務に従事してほしい」と訓示。つづいて町長代理の中山仙三助役が「先輩達が築いてくれた町を火災から守ってはしい」とあいさつ。このあと優良団員二十七人を表彰、来賓祝辞、服装と機械器具の点検があった。

最後の一斉放水は冬空にニジのアーチをかけ、「火魔への備へ万全」と消防陣はさかんな意気込みだった。

□

表彰された優良団員は、つぎのとおり。

▽京都府消防協会長表彰△
精績章　富田清治（物集女）
精勤章　中村義之（寺戸）
〃　岩渡義蔵（森本）

▽京都府消防協会乙訓支部長表彰△
安田達夫（物集女）
中村茂（寺戸）
清水明（森本）
上田重雄（鶏冠井）
永井長次（上植野）
中塚晃（向日）

▽向日町長特別表彰△
黒田源次（物集女）
長谷川治雄（寺戸）
辻山忠雄（森本）
中島純次（鶏冠井）
森山重幸（上植野）
川崎恭一（向日）

▽向日町長表彰△
安田重雄（物集女）
安田茂（〃）
安田清和（寺戸）
山本泰祐（〃）
和田秀夫（森本）
中野茂雄（〃）
渡辺勇（鶏冠井）
益田実（〃）
藤田正春（上植野）
赤瀬彰夫（〃）
五十棲栄蔵（向日）
片山正一（〃）

近く消防署誕生　常時出動へ前進

本町は消防組織法に基づく市街地人口が一万人以上の市町村に該当、消防署を設置しなければならない消防庁の政令指定を受け、ことし四月から消防署を設置する。

長い間、非常備だった消防体制に常備が加わり、都市化する町を昼夜を問わず火災から守る消火陣が大幅に増強され、予防と消火面に万全を期すことになる。

消防業務は事務関係は役場総務課が担当、消火活動は消防団があたってきた。町が都市化するにつれて、予防消防に重点をおかなければならなくなり、昨年四月から消防専任職員を六人おき、予防面に力を入れてきた。昨年末の町議会で関係条例を制定、四月に消防署が誕生する。

当初の計画は消防車二台（うち一台は消防団と併用）消防職員十九人は一昼夜交代で勤務、常時消防車一台が出動できる体制を整える。消防署が設置されても消防団（団長辻山一雄、団員百五十四人消防車六台）は、いままでどおりの活動をつづけるので、両者が一体となって町の消防業務にあたることになる。

消防署の場所は、二、三の適地の所有者と交渉中であるが、近く決定する予定。消防職員の募集、二月下旬に採用試験を行なうなどスタートする四月からの準備を進めている。

消防団の役員

ことしの消防団の役員が決まりました。団員百五十四人、消防車六台を備える力づよい町の消火陣です。

役員はつぎのとおり。

団長　辻山一雄（向日）
副団長　和田弁一（物集女）
〃　斎藤定雄（寺戸）
第一部（物集女）　部長　富田清治　団員二〇人
第二部（寺戸）　部長　中村茂　団員二三人
第三部（森本）　部長　清水明　団員二五人
第四部（鶏冠井）　部長　小野理一　団員二〇人
第五部（上植野）　部長　永井長次　団員二九人
第六部（向日）　部長　小山又三郎　団員二五人

原付自転車の責任保険

自動車損害賠償保障法の改正により、昨年十月一日から原動機付自転車（バイク）も「自動車損害賠償責任保険」に加入しないと使用できませんので、必ず加入してステッカーを車体の前面（ハンドル部）にはってください。保険加入の手続は、近くの損害保険会社（代理店）、農協で取り扱っています。

（税務課）

踏切を拡幅　府が近く着工

町がたびたび京都府に要望していた踏切や府道の拡幅工事が近く行なわれる。

▽踏切の幅が狭く自動車の交通が困難で、歩行者が危険にさらされていた阪急東向日町踏切を八メートル（現在六メートル）に拡幅する。工事期間は二月十日から三月二日までの予定。

▽競輪場西側の道路六団土取り場跡が開発されるので競輪場北側の府道（向日町警察署－土取り場跡間）を七・五メートル（現在五・五メートル）に拡幅する。完成は三月末になる予定です。

永久選挙人名簿

登録申し出は
3月1日までに

3月定時登録の申し出をしなければならない人は……

新有権者（年令要件）　昭和21年10月12日から同22年3月2日までに生まれ、同41年12月1日以前から引き続き向日町に住んでいる日本人。

住所移転者（住所要件）　昭和41年12月1日までに向日町に転居し、引き続き住んでいる年令要件に達した日本人。（すでに向日町で選挙人名簿に登録されている人は必要ありません。）

3月定時登録は、申し出にもとづいてのみ行ないますから、特にご注意ください。なお、新有権者該当者には選管から申し出用紙をお送りしますから、それにより必らず申し出てください。住所移転者は転入のときに住民異動届を出された人は、申し出と併用していますから、申し出は済んでいます。それでも9月30日以降の転入者で申し出と同時に先住地の選管発行の証明書を出さなかつた人は、9月の定時登録まで選挙人名簿に登録できませんから、ご了解ください。

（向日町選挙管理委員会）

国民年金の保険料・年金額　ことしから引き上げ

国民年金の保険料は、昭和三十六年四月に保険料の徴収事務が開始されて以来、今まで——

二十～三十四才　月　百　円
三十五～六十才　月　百五十円

でしたが、昭和四十二年一月から老齢年金や障害年金などの年金額が、次のように大幅に引き上げられたので、保険料の額も、当然引き上げることが必要となり、昭和四十二年一月分の保険料から——

二十～三十四才　二　百　円
三十五～六十才　二百五十円

と、それぞれ従来の額から百円ずつ引き上げられた。

老齢年金の給付額は、今までは二十五年保険料を納付したときは年二万四千円の年金額が支給されることになっていたのが、昭和四十二年一月以後は年六万円の年金額が支給されることとになり、二倍半の増額になります。また四十年保険料を納付したときは年九万六千円が支給されます。

障害年金の場合も、今まで、障害程度としての年金額が二級の障害程度の場合で二万四千円、一級の障害程度の場合で三万円でしたが、これも二級で六万円、一級で七万二千円と引き上げられ、母子年金、準母子年金の場合も、今までの一万九千二百円が五万五千二百円に、遺児年金の場合も、今までの一万二千円が三万円と、それぞれ引き上げられた。

このように、年金額が二倍半も引き上げられると、保険料の額のほうもそれに見合った引き上げが必要となるのですが今回の保険料の引き上げは被保険者の拠出能力なども考慮して段階的に引き上げられることになり、昭和四十二年一月に前述のとおりの引き上げのほか、昭和四十五年一月には——

二十～三十四才　月二百五十円
三十五～六十才　月　三　百　円

と、さらに引き上げられることになっている。

なお、今までに六十才になるまでの間、あらかじめ保険料を改正前の保険料で前納した人など、昭和四十二年一月分以後の既に前納している期間について、改正後の保険料額と改正前のそれとの差額に相当する足りない分の額を納付してもらわなければなりません。

お問い合せは、民生課国民年金係へ。